

制定 平成18年3月29日
改正 平成26年4月23日
改正 平成27年4月 8日
改正 令和 4年3月31日
改正 令和 6年4月 1日
改正 令和 7年4月 1日

習志野市木造住宅耐震診断会等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化の促進を目的とした普及啓発を図るため、木造住宅の耐震診断会及び出張耐震診断の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」に定める一般診断法に基づく診断であって、現地調査を省略し図面上で行うものをいう。
- (2) 耐震診断会 市で指定した会場で行う耐震診断をいう。
- (3) 出張耐震診断 耐震診断の申込をした者の自宅に訪問して行う耐震診断をいう。

(対象住宅)

第3条 この要綱に基づき耐震診断を受けることができる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 市内に現に存する建築物であること。
- (2) 自己の住居の用に供する建築物であること。
- (3) 在来軸組構法及び枠組壁工法(2×4工法)で建築された建築物(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定に基づき、建設大臣の認定を受けた建築材料又は構造方法によって建築されたものを除く。)であること。
- (4) 平成12年5月31日以前に着工又は建築された建築物であること。ただし、市長が必要であると認めたときは、この限りでない。
- (5) 一戸建ての建築物又は併用住宅(住居の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上のもの)
- (6) 地上階数が2以下であること。

(7) 耐震診断を行うための図面が存在すること。

(費用)

第4条 耐震診断に係る費用は、無料とする。

(耐震診断会及び出張耐震診断の実施)

第5条 耐震診断会及び出張耐震診断の実施日、申込み方法等は、広報習志野、ホームページにより公表する。

(申込み及び決定)

第6条 耐震診断の申込みは、耐震診断会にあつては「習志野市木造住宅耐震診断申込書【耐震診断会】(様式第1号(A))」、出張耐震診断にあつては、「習志野市木造住宅耐震診断申込書【出張診断】(様式第1号(B))」によるものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、耐震診断の実施の可否を決定する。

3 市長は、耐震診断の実施を決定したときは、耐震診断会にあつては「習志野市木造住宅耐震診断応募結果通知書【耐震診断会】(様式第2号(A))」、出張耐震診断にあつては、「習志野市木造住宅耐震診断応募結果通知書【出張診断】(様式第2号(B))」により、当該申込をした者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。